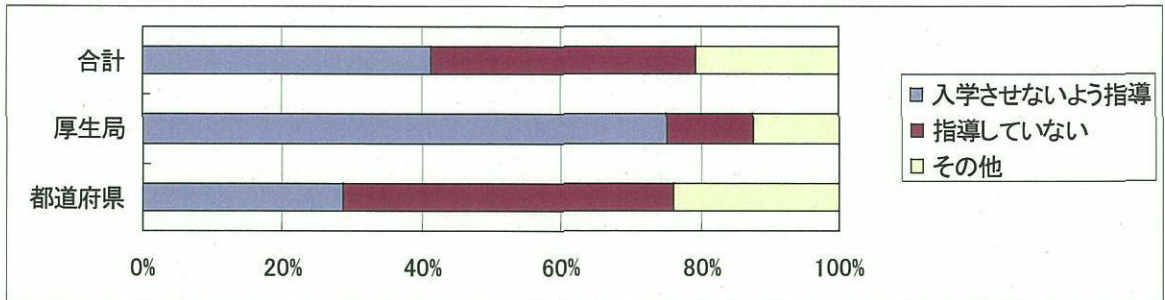


第2 生徒に関すること

1 学則に定められた入所時期以降の入所

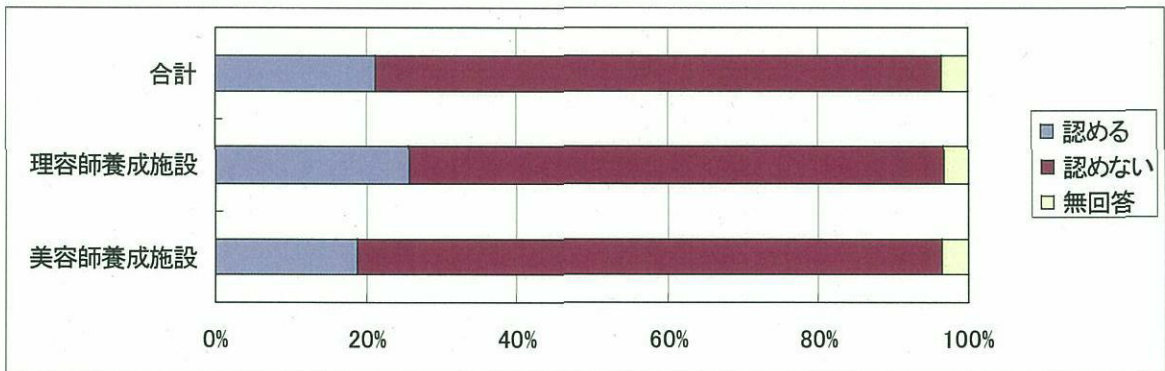
ア 入所に対する指導状況

学則に定めた入所時期以降の入所について、「入学させないよう指導」している厚生局は6件（75.0%）、都道府県は6件（28.6%）となっている。



イ 入所者の状況

「入学式以降も入学を認める」は75件（21.8%）、「認めない」は286件（75.5%）となっている。



また、「入学式以降も入学を認める」とした75件のうち、「1か月後まで認めている」は43件（57.3%）、「2か月後まで認めている」は3件（4.0%）となっている。

